

## 第五章 行政手続等

### ○蒲郡市幸田町衛生組合行政手続条

例

(平成二十八年六月二十七日)  
条 例 第 四 号

(目的等)

第一条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もつて住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(準用規定)

第二条 行政手続に関する必要な事項は、蒲郡市行政手続条例（平成九年蒲郡市条例第二号。以下「蒲郡市条例」という。）の規定

第三編 行政一般（蒲郡市幸田町衛生組合行政手続条例）

A〔蒲郡衛生二七〕

を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市条例中「市の機関」とあるのは「組合の機関」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。